

令和8年3月30日

教職員 各位

国立大学法人京都工芸繊維大学
学長選考・監察会議
議長 京 藤 倫 久

学長選考方法について

国立大学法人京都工芸繊維大学学長選考・監察会議は、令和8年度に実施する学長選考に向けて、令和5年度実施の学長選考方法^(※)に関する検証・検討を重ねてまいりました。

第95回学長選考・監察会議（令和7年6月6日開催）において作成した「学長選考方法（素案）」に関する学内意見募集の結果を踏まえて、再度検討を行い、このたび実施方法を確定しましたのでお知らせします。

記

【学長選考方法】 別添のとおり

（学長選考方法（素案）からの変更点：なし）

以上

(※) 学長選考の実施方法については、意向調査のあり方と、実施する場合はその実施方法を中心に、第56回学長選考会議（平成30年10月12日開催）から具体的な検討を開始しました。検討にあたっては、社会や文部科学省等からの要請事項、他大学の実施状況等を踏まえ、学外委員・学内委員それぞれの立場・知見等に基づき、自由闊達な意見交換を行ってきました。令和5年度に実施した学長選考では、学長候補適任者に係る推薦書・履歴書・所信表明書、意向調査①（有資格者からの質問書・意見書の受付及び学長候補適任者からの回答）の結果、公聴会での質疑応答の内容を踏まえ、学長候補適任者との面接を実施し、選考を行いました。なお、学長候補適任者が1名であったことから、意向調査②（有資格者からの学長選考基準に対する段階評価）は実施していません。

(参考) 国立大学法人京都工芸繊維大学学長選考・監察会議 Web サイト

https://www.kit.ac.jp/national_university_corporation/pres_appointmentcommittee/

【本件担当】

総務企画課

Tel: 075-724-7013

E-mail: gakuchosenkou@jim.kit.ac.jp

学長選考方法

No.	項目	資料	改正内容	改正理由	規程※
1.	学長選考 基準	別紙1 (p.2-4)	改正なし	—	規則第2条
2.	学長候補適任 者の推薦	—	改正なし	—	規則第5条 要項第3
3.	学長候補適任 者の公表	—	改正なし	—	要項第3
4.	学長候補適任 者の意見の 聴取等	—	改正なし	—	規則第6条 要項第4
5.	意向調査 ① (有資格者からの 質問書・意見書の 受付)	別紙2 (p.5)	改正なし 【前回からの変更】オンライン システムにログイン後、氏名を 入力する。	【変更理由】明確に記名式にす ることで、より建設的で責任を 持った意見が期待されるため。	規則第7条 要項第5・7・ 8・10
6.	公聴会	別紙3 (p.6)	改正なし	—	規則第6条 要項第4
7.	意向調査 ② (有資格者からの 学長選考基準に 対する段階評価)	別紙4 (p.7-9)	改正なし	—	規則第7条 要項第5・7・ 9・10
8.	意向調査の 有資格者	別紙5 (p.10)	改正なし	—	要項第6
9.	学長選考・監 察会議による 選考	—	改正なし	—	規則第8条 要項第 11
10.	選考結果等の 公表	—	改正なし	—	規則第 10 条 要項第 12

・学長選考手続きの流れは別紙6(p.11)のとおり

※規則：国立大学法人京都工芸繊維大学学長選考規則

要項：国立大学法人京都工芸繊維大学における学長選考の実施に関する要項

学長選考基準について

国立大学法人京都工芸繊維大学学長選考基準

平成29年3月1日
学長選考・監察会議決定
令和5年3月3日一部改正

I. 学長に求める資質及び能力

国立大学法人京都工芸繊維大学の学長には、高潔な人格、優れた学識のほか、大学における教育研究活動を本学の理念に則って適切かつ効果的に運営するための次に掲げる資質及び能力が求められる。

1. 大学の理念に掲げる理念、社会的使命、アクションを踏まえ、その実現のための明確なビジョンを持つこと。
2. ビジョンの実現に向けて、強いリーダーシップを発揮できること。
3. 本学の研究・教育環境の充実・発展に資するための安定的な財政基盤の確保と適切な資源配分を実現できるマネジメント力を有すること。
4. 学内外における信頼関係を構築するためのコミュニケーション力を有すること。
5. 国内外とのネットワークを活用し、本学の存在感を高めるための情報を発信することができること。
6. グローバル化を積極的に推進するための国際的な視野と実行力を有すること。

大学の理念

国立大学法人京都工芸繊維大学は、百二十有余年前、京都高等工藝学校及び京都蚕業講習所に端を発し、永きにわたり発展を遂げてきました。この間、日本文化の源である京都の風土の中で培われた、〈知と美と技〉を探求する独自の学風を築きあげ、学問、芸術、文化、産業に貢献する幾多の人材を輩出してきました。

二十一世紀において、本学は、国立大学法人として、自主自律の大学運営により社会の負託に応えるため、地球時代で顕在化し直面している幾多の課題の解決法を探求し、未来の持続可能な世界を実現する使命を負っています。

そのために、京都発の先鋭的な国際的工科系大学 KYOTO Institute of Technology として、これまでにない新しい発想や価値の創造を実現すべく、ここに本学の理念を宣言します。

【理念】

1. ART×SCIENCE、すなわち、未来を拓く夢・科学的空想・イノベーションのための飛躍につながる ART の発想と、緻密な分析に基づき、これに具体的形を与える SCIENCE を統合させ、新価値の創造を目指します。
2. LOCAL×GLOBAL、すなわち、質の高いものづくりと信用に支えられた LOCAL で培われた〈京都思考〉に基づき、持続可能な世界的問題を解決する GLOBAL な〈地球思考〉を併せ、新価値の創造を目指します。
3. TRADITION×INNOVATION、すなわち、京都の歴史・文化 TRADITION への深い造詣・共存と、それを基盤として磨かれた匠の技 INNOVATION を掛け合わせ、他に追従のできない信用ある新価値の創造を目指します。

【社会的使命】

国立大学法人京都工芸繊維大学は、京都が持つ知と技を活用して、教育研究を展開し、新たな価値創造による次世代の社会システムを構築することにより、地球と日本の未来に、人類が「平和で豊か」な美しい社会を育むことに貢献することを社会的使命として掲げ、以下に具体的戦略をアクションとして示します。

【アクション】

1. 公共財として知的資源を集約させてきた本学は、教育研究を構造的・総合的に改革・推進するシステムを配備します。
2. 本学は〈京都思考〉をベースとした、教育研究の基盤インフラであり、世界の知的機関とネットワークを構築し、人的・知的情報交換を推進するハブとなります。
3. 京都地域を牽引し、産業のるつぼ〈京都バレー〉を構築し、また社会の発展を牽引すべく知的貢献を為します。
4. 産業イノベーション、未来社会構築のための、異分野横断型の新領域構築システムを揺籃し、経済社会メカニズムを転換する新たな価値を創造する駆動力となります。
5. 大学のガバナンス構造改革を進め、高い自律性を有し、内部質保証として業務のPDCAサイクルにより見える化と迅速な改革を促進します。

II. 学長選考の手続き・方法

国立大学法人京都工芸繊維大学学長選考・監察会議は、国立大学法人京都工芸繊維大学学長選考規則、国立大学法人京都工芸繊維大学における学長選考の実施に関する要項に基づき、学長候補者を選考する。

意向調査①

意見書・質問書の受付・回答について

- ・ 意向調査の1つとして、新たに意向調査の有資格者の構成員からの意見書・質問書を受け付ける。
- ・ 有資格者は、候補者の推薦書、履歴書、所信表明書等を踏まえ、候補者に対する意見書・質問書を提出する。
- ・ 意見書・質問書の受付はオンラインで実施する。
- ・ 意見・質問のある有資格者は、意見書・質問書を記名したうえで提出する。
- ・ 意見書・質問書は、事務局で取りまとめの後、氏名等の個人情報を除いたうえで学長選考・監察会議委員に提示する。
- ・ 学長選考・監察会議は、提出された意見書・質問書を取りまとめ、偏った意見・質問、候補者に対する誹謗中傷等、適正な学長選考の妨げになる意見・質問と判断したものについて排除したうえで、候補者に送付する。
- ・ 候補者は、意見書・質問書について、回答する。
- ・ 有資格者からの意見書・質問書及び候補者からの回答については、個人情報等、公表に適さない内容を除いたうえで、学内に公表する。

公聴会について

- 学長選考・監察会議主催の公聴会を開催する。
- 出席者は、候補者と学長選考・監察会議委員のみ（監事、事務局は陪席）とする。
- 後日速やかにオンラインで学内に配信し、構成員は事後視聴ができるようにする。
- 候補者が1名の場合でも実施する。
- 時間は候補者2名の場合は90分、3名の場合は120分程度とする。
- 学長選考・監察会議委員が司会を行う。
- 候補者1名ごとに所信表明（各10分）を行う。
- 所信表明終了後、候補者全員に対する学長選考・監察会議委員による質疑応答を行う。
- 候補者同士の直接の討論は行わず、学長選考・監察会議委員からの質問に各候補者が順番に回答する形式とする。
- 学長選考・監察会議委員は、意向調査①による構成員からの質問に対する候補者の回答を踏まえ、更問を行うなど、候補者の違いを際立たせるようにする。

意向調査②
学長選考基準に対する段階評価について

- 学長選考基準に対する 5 段階評価方式による意向調査を実施する。
- 有資格者は、候補者の所信表明書、意向調査①（有資格者からの意見書・質問書及び候補者からの回答）、公聴会の内容等を踏まえ、段階評価する。
- 段階評価の点数が示す基準は p. 8《評定》に記載のとおり。
- 有資格者は、意向（段階評価）を無記名で提出する。
- 本人確認を確実にを行うこと、評価結果の漏洩を防ぐことから、オンラインでの提出は不可とし、紙媒体で事務局に提出する。ただし、出向や長期研修等の理由により、本学に来学することが困難と認められる者に限り、他の手段による提出を認める。
- 意向（段階評価）の提出期間を 1 週間程度設ける。
- 評価結果の各項目の分布を棒グラフのみで示す。(※)
- 評価結果の具体的な数値は示さない。(※)
- 評価結果は、最終面接の前に、事前に学長選考・監察会議委員に提供する。(※)
- 評価結果は、学長選考の参考資料の 1 つとして活用し、学長選考終了後、学内に公表する。(※)

※ 調査結果の表示方法は、p. 8-9「調査結果の表示方法」のとおり

調査結果の表示方法

【例】 候補者2名、投票した評価者(構成員)300人、5段階評価、項目ごとの白票あり

選考基準項目	候補者A						候補者B					
	1	2	3	4	5	白票	1	2	3	4	5	白票
1.ビジョン	20	30	60	80	90	20	40	70	80	50	30	30
2.リーダーシップ	40	70	100	40	30	20	20	30	60	70	90	30
3.マネジメント力	30	50	120	50	30	20	70	50	30	50	70	30
4.コミュニケーション力	10	20	50	110	90	20	40	70	70	60	30	30
5.情報発信	10	70	100	60	40	20	20	30	50	100	70	30
6.グローバル	20	50	100	70	40	20	10	20	70	80	90	30

《評定》

- 1: 全く評価できない
- 2: あまり評価できない
- 3: 普通
- 4: やや評価できる
- 5: 非常に評価できる

【参考】

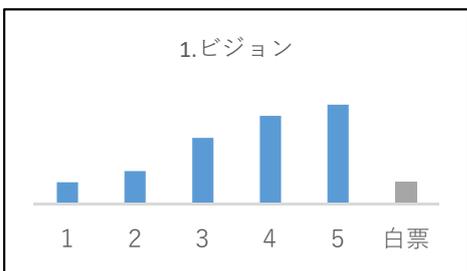
《選考基準項目》

1. 本学大学の理念に掲げる理念、社会的使命、アクションを踏まえ、その実現のための明確なビジョンを持つこと。
2. ビジョンの実現に向けて、強いリーダーシップを発揮できること。
3. 本学の研究・教育環境の充実・発展に資するための安定的な財政基盤の確保と適切な資源配分を実現できるマネジメント力を有すること。
4. 学内外における信頼関係を構築するためのコミュニケーション力を有すること。
5. 国内外とのネットワークを活用し、本学の存在感を高めるための情報を発信することができること。
6. グローバル化を積極的に推進するための国際的な視野と実行力を有すること。

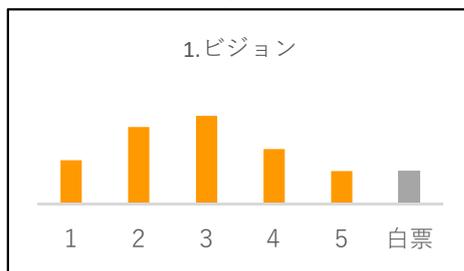
評価結果(各項目の分布)

※縦軸は枚数を示す

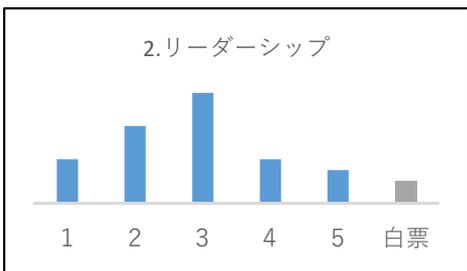
候補者A



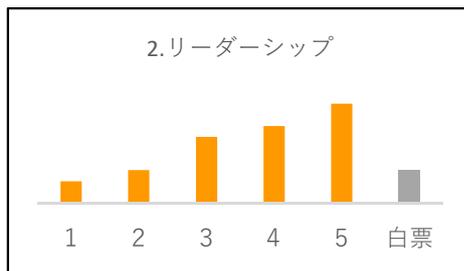
候補者B



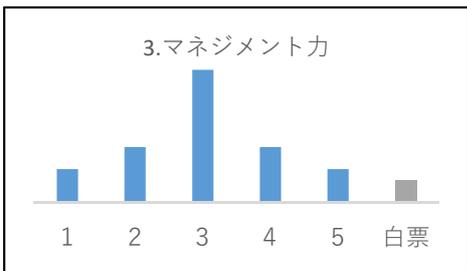
2.リーダーシップ



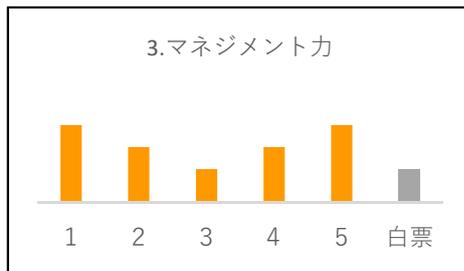
2.リーダーシップ



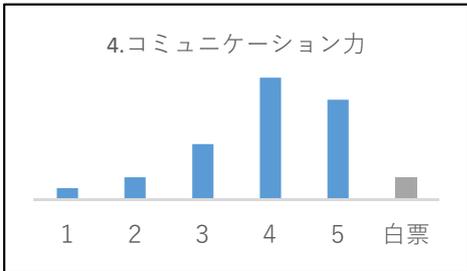
3.マネジメント力



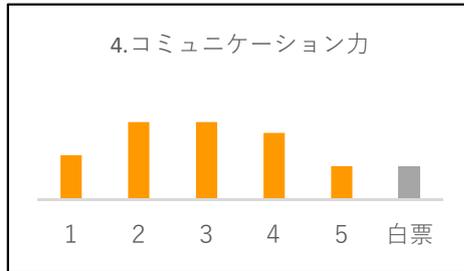
3.マネジメント力



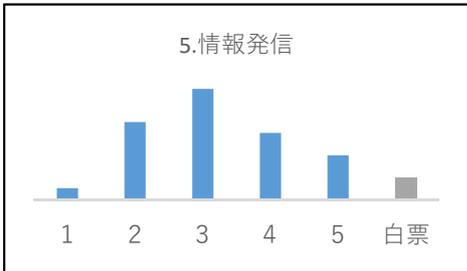
4.コミュニケーション力



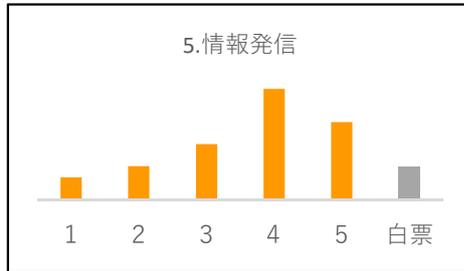
4.コミュニケーション力



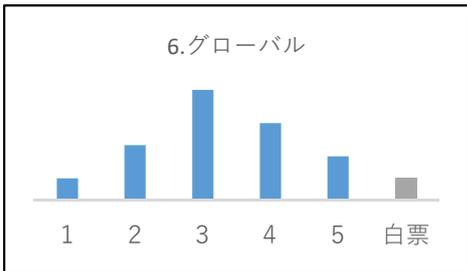
5.情報発信



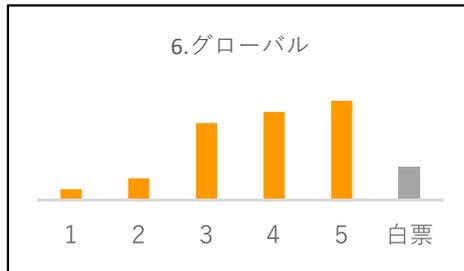
5.情報発信



6.グローバル



6.グローバル



意向調査の有資格者について

【令和8年度実施学長選考に係る意向調査の有資格者】

令和8年9月1日（以下「基準日」という。）において本学に在職している常勤の役員及び職員（国立大学法人京都工芸繊維大学職員就業規則（平成16年4月1日制定）の適用を受ける者（学長選考・監察会議委員を除く。）をいう。以下同じ。）（以下「基準日有資格者」という。）であって、かつ、基準日から意向調査実施日まで引き続き本学に在職している者とする。ただし、基準日又は意向調査実施日において、刑事事件に関し起訴され休職にされている者及び出勤の停止を命じられている者については、この限りでない。

※参考

・平成29年度実施の選考

教員以外の職員（事務職員、技術職員）については、職階要件（係長相当職以上）や勤務期間要件（9年以上勤務）があった

・令和5年度実施（前回）の選考

上記要件を削除し、有資格者は、原則、下記のとおりとした。

- ・常勤の役員（学長及び理事（非常勤理事は除く））
- ・常勤の教職員（職員就業規則の適用を受ける者）

学長選考手続きの流れ

R8 実施予定日	R5 実施日	H29 実施日	手続き内容	備考
7月上旬	7/13	9/14	学長選考公示	【任期満了日の6月前までに開始する】 教育研究評議会 開催日
8月中旬 ～ 9月上旬	8/21 ～ 9/1	10/20 ～ 11/2	学長候補適任者の推薦受付	
9月上旬	9/8	11/6	学長候補適任者の公表	
			推薦書、履歴書、所信表明書の公表	
			意向調査の有資格者名簿公表	
9月上旬 ～ 9月下旬	9/11 ～ 9/22		【意向調査①】 意向調査の有資格者からの 意見書・質問書受付	候補者1名の場合でも実施 ※R5新規
10月上旬 ～ 10月中旬	10/3		【意向調査①】 学長選考・監察会議による、意見書・質問書の 取りまとめ	偏った意見・質問等の排除
10月中旬 ～ 10月下旬	10/4 ～ 10/13		【意向調査①】 候補者からの回答受付	
10月下旬	10/20		【意向調査①】 有資格者からの意見書・質問書及び 候補者からの回答公表	
11月上旬	11/1		【公聴会】 学長選考・監察会議主催	候補者1名の場合でも実施 ※R5新規
11月中旬	実施せず (11/13～ 11/17)	11/29	【意向調査②】 意向調査の有資格者からの 学長選考基準の各項目に対する段階評価	候補者1名の場合は実施し ない ※H29は投票→R5変更
11月下旬	11/24 12/6 1/19	11/30	学長選考・監察会議による選考 (意向調査結果の確認、面接、審議)	
11月下旬	12/7 (保留) →1/22	12/1	選考結果の公表 (選考理由、意向調査結果等含む)	【任期満了日の2月前までに 終了する】